

2021年8月28日

## 中国の個人情報保護法について

TMI 総合法律事務所

### 1. 背景

個人情報保護法は、2021年8月20日に第13回全国人民代表大会常務委員会第30回会議で可決され、2021年11月1日より施行される。本法は、長年の立法過程を経て、ようやく制定された、中国における個人情報保護分野の基本法である。

### 2. 主要な内容

本法は8章74条からなり、立法目的、適用範囲、定義、個人情報処理の原則と処理ルール、越境提供の規制、個人の権利、個人情報処理者の義務、個人情報保護主管部門、法律違反時の責任等を定めている。

以下、適用範囲、定義、個人情報処理原則、処理ルール、越境提供の規制、個人情報処理者の義務について主な内容を紹介する。

#### (1) 適用範囲<sup>1</sup>

ア 中国国内で自然人の個人情報を処理する活動

イ 中国国外で中国国内の自然人の個人情報を処理する活動

(以下いずれか一つに該当する場合)

- ・中国国内の自然人への商品・役務の提供を目的としている場合
- ・中国国内の自然人の行為を分析又は評価する行為
- ・法律、行政法規に規定されたその他の場合

なお、イの場合、中国国外の個人情報処理者は中国国内で専門機構又は指定代表を設置し、個人情報保護の関連業務の処理に責任を負わせ、かつ機構の名称又は代表の氏名、連絡先等を個人情報保護の主管部門に報告しなければならない<sup>2</sup>。

#### (2) 定義

「個人情報」とは、電子的又はその他の方法で記録され、既に識別され又は識別しうる自然人にかかる各種の情報をいう。匿名化処理された後の情報は含まれない<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 第3条

<sup>2</sup> 第53条

<sup>3</sup> 第4条第1項

「個人情報の処理」には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除等が含まれる<sup>4</sup>。

「個人センシティブ情報」とは、一旦漏洩や不法使用がなされると、自然人の人格の尊厳を傷つけ、人身、財産の安全を害する恐れがある個人情報をいう。生物識別、宗教信仰、特定身分、医療健康、金融口座、行動履歴等の情報及び 14 歳未満の未成年者の個人情報が含まれる<sup>5</sup>。

### (3) 個人情報処理の原則

#### ア 適法、正当、必要、誠実原則<sup>6</sup>

個人情報の処理は適法、正当、必要及び誠実の原則を順守し、誤導、詐欺、脅迫等の方法により個人情報を処理してはならない。

#### イ 目的制限原則<sup>7</sup>

個人情報の処理は明確かつ合理的な目的を有し、個人の権利利益への影響を最小限にする方法を採用すること。

#### ウ 収集最少化原則<sup>8</sup>

処理目的を実現するため、必要最小限の個人情報を収集し、個人情報を過剰に収集しないこと。

#### エ 公開透明原則<sup>9</sup>

個人情報の処理は公開、透明の原則を順守し、個人情報処理の規則を公開し、処理の目的、方式、範囲を明示すること。

#### オ クオリティ確保原則<sup>10</sup>

個人情報の処理は個人情報のクオリティを保障し、個人情報の不正確、不完全による個人の権利利益への不利な影響を回避すること。

#### カ 安全確保原則<sup>11</sup>

個人情報処理者はその個人情報処理活動に責任を持ち、必要な措置を講じ、個人情報の安全性を保障する。

---

<sup>4</sup> 第4条第2項

<sup>5</sup> 第28条第1項

<sup>6</sup> 第5条

<sup>7</sup> 第6条第1項

<sup>8</sup> 第6条第2項

<sup>9</sup> 第7条

<sup>10</sup> 第8条

<sup>11</sup> 第9条

#### (4) 個人情報処理のルール

個人情報処理時のルールには一般的規定、個人センシティブ情報処理時のルール、国家機関による個人情報処理時の特別規定の3方面の内容が含まれる。以下、主な規定を紹介する。

##### ア 個人情報を処理できる場面<sup>12</sup>

- (a) 個人の同意を取得している場合
- (b) 個人が当事者の一方となる契約の締結、履行に必要な場合又は法により制定された内部規定や労働協約に従って実施する人事管理に必要な場合
- (c) 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合
- (d) 突発的な公衆衛生上の事件に対応し、又は緊急状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護に必要な場合
- (e) 公共の利益のため、メディア報道、世論監督等の行為を実施するに際して、合理的範囲内で個人情報を処理する場合
- (f) 本法の規定に従って、合理的な範囲内で個人が自ら公開し又はその他既に適法に公開された個人情報を処理する場合
- (g) 法律、行政法規に規定するその他の状況

※ 個人情報の処理には原則として個人の同意を取得しなければならないが、上記 (b) から (g) の場合、個人の同意を必要としない。

##### イ 同意の取得方法<sup>13</sup>

個人の同意に基づき個人情報を処理する場合には、十分にその内容を知ったうえで、任意かつ明確に同意をする必要がある。また、個人情報の処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類に変更が生じたときには、改めて同意の取得が必要である。

個人は同意を撤回することができる。不同意又は同意の撤回をした個人に対して、個人情報処理者は製品又は役務の提供を拒否してはならない。但し、個人情報処理が当該製品又は役務の提供に必須である場合にはこの限りではない。

##### ウ 処理前の「告知」<sup>14</sup>

法律上別途規定がある場合を除き、個人情報処理者が個人情報を処理する前に、目立つ方法で明確かつ理解しやすい表現を用いて、個人に対し法定告知事項を告知しなければならない。

法定告知事項には、次のものが含まれる。

- (a) 個人情報処理者の名称・氏名及び連絡先
- (b) 個人情報の処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類、保存期間

<sup>12</sup> 第13条

<sup>13</sup> 第14条、第15条、第16条

<sup>14</sup> 第17条。

(c) 個人が本法に定めた権利を行使する方法及び手続

(d) 法律、行政法規に定めるその他の告知事項

#### エ 保存期間の最短化<sup>15</sup>

個人情報の保存期限は、処理目的実現のために必要な最短の時間としなければならない。

#### オ 個人情報処理の委託、第三者提供等<sup>16</sup>

個人情報処理者が、個人情報処理を他者に委託する場合には、委託先との間で、委託処理の目的、期間、処理方法、個人情報の種類、保護措置及び双方の権利義務等を約定し、かつ、委託先の個人情報処理活動を監督する必要がある。

個人情報処理者が、その処理した個人情報を他の個人情報処理者に提供する場合には、個人に対して、提供先の名称・氏名、連絡先、処理目的、処理方法及び個人情報の種類を告知し、かつ個人の個別的同意を得る必要がある。

#### カ 公開の規制<sup>17</sup>

原則として禁止されるが、例外的に個人の個別的同意を取得した場合には認められる。

#### キ 個人センシティブ情報の処理<sup>18</sup>

特定の目的と十分な必要性があり、かつ厳格な保護措置が取られた場合に限り、個人センシティブ情報の処理をすることができる。

個人センシティブ情報の処理に当たっては、個人の個別的同意が必要となる。

処理前の告知の際、個人センシティブ情報の処理の必要性と、個人の権利利益に与える影響についても告知する必要がある。

### (5) 個人情報の越境提供に対する規則

#### ア 越境提供の前提条件<sup>19</sup>

個人情報処理者は業務等の必要性により、確かに中国国外に個人情報を提供する必要が生じる場合、次のいずれかの条件を満たさなければならない。

(a) 国家インターネット情報部門が手配したセキュリティ評価に合格したこと

(b) 国家インターネット情報部門の規定に従って専門機関による個人情報保護認証を行ったこと

(c) 国家インターネット情報部門が作成した標準契約に従って国外の提供先と契約を締結し、双方の権利義務を約定していること

<sup>15</sup> 第19条

<sup>16</sup> 第21条、第23条

<sup>17</sup> 第25条

<sup>18</sup> 第28条第2項、第29条、第30条

<sup>19</sup> 第38条

(d) 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が規定したその他条件

**イ 提供時の個人への告知とその個別的同意の取得<sup>20</sup>**

個人情報処理者が中国国外に個人情報を提供する場合には個人に対し国外の提供先の名称、連絡先、処理目的、個人情報の種類及び個人が国外提供先に対し本法の規定する権利を行使する方法と手順等の事項を告知し、かつ個人の個別的同意を取得しなければならない。

**ウ 重要情報インフラの運営者と個人情報処理量が国家インターネット情報部門の規定した数量に達した個人情報処理者に対する要求<sup>21</sup>**

重要情報インフラの運営者と個人情報処理量が国家インターネット情報部門の規定した数量に達した個人情報処理者は中国国内で収集及び発生した個人情報を中国国内で保存しなければならない。確かに国外に提供する必要がある場合には、国家インターネット情報部門によるセキュリティ評価に合格しなければならない。法律、行政法規及び国家インターネット情報部門の規定によりセキュリティ評価を要しない場合には、その規定に従う。

**エ 外国の司法・執法機構に提供前の許可取得<sup>22</sup>**

個人情報処理者は、中国の主管機関の許可を取得せずに、外国の司法または法執行機関に中国国内に保存された個人情報を提供してはならない。

**(6) 個人情報処理者の義務<sup>23</sup>**

個人情報処理者によるコンプライアンス管理、個人情報保護の義務、個人情報処理活動の法規順守状況に対する定期的監査、センシティブ個人情報の処理や国外への個人情報提供等リスクの高い活動に関する事前リスク評価、個人情報漏洩の通知と救済義務の履行等が規定されている。

以上

---

<sup>20</sup> 第 39 条

<sup>21</sup> 第 40 条

<sup>22</sup> 第 41 条

<sup>23</sup> 第 5 章